

居宅介護支援費の特定事業所集中減算に係る「正当な理由の範囲」についての指針

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号）において例示されている正当な理由の範囲について、次のとおり取り扱う。

ただし、形式的な内容を満たしたことのみをもって正当な理由と認めるものではなく、利用者の心身の状況、その置かれている環境、地域特性等に応じて、個別に判断することとする。また、その他の理由がある場合についても、個別に判断することとする。

1 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合

4 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

5 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

（例）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

【提出資料】

- ・地域ケア会議等の記録の写し
- ・利用者から質が高いことを理由に提出を受けた理由書の写し（様式任意）
- ・特定事業所集中減算 再計算票

6 その他正当な理由と豊岡市長が認めた場合

（例1）判定期間に廃止、休止となった居宅介護支援事業所から引き継いで、当該事業所において居宅介護支援をすることとなったもの。

【提出資料】

- ・居宅介護支援経過の写しなど、経緯が明らかとなる資料
- ・特定事業所集中減算 再計算票

（例2）適切なケアマネジメントを行った結果と確認できるもの。

【提出資料】

- ・居宅介護支援経過の写しなど、適切なアセスメントにより利用者のニーズを把握し、ニーズに対応可能な複数の事業所を提示することなどにより、利用者の主体的かつ具体的な希望による選択ということが確認できる資料
- ・特定事業所集中減算 再計算票